

2020年7月28日

有限責任監査法人 トー マツ

社 員 公認会計士 原 田 達 殿

S B I エクイティクラウド株式会社
(旧社名: SBI CapitalBase 株式会社)

代表取締役社長・管理部長 紫 牟 田 慶 輝 印

当社の2020年3月31日現在の分別管理の法令遵守に関する経営者報告書（以下「経営者報告書」という。）の合理的保証に関連して、下記のとおりであることを確認いたします。また、経営者報告書の作成責任は、経営者にあることを承知しております。

記

1. 以下に掲げる関連法令・規則（以下「法令」という。）を遵守する責任は経営者にあることを承知しております。

- ・ 金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項
- ・ 金融商品取引法施行令第16条の15
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第136条から第141条の3
- ・ 平成19年8月金融庁告示第56号から第58号

2. 顧客資産の分別管理を行う責任並びに法令遵守のために経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。

3. 当社は、法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるため適切な手続を実施いたしました。

4. 上記の手続を実施した結果、2020年3月31日現在において、当社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたと判断しており、経営者報告書は日本証券業協会の「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」（以下「規則」という。）第2条に準拠して作成しています。

5. 当社は、貴監査法人から要請のあった次の書類及び経営者報告書に記載の事項に関連すると認識している記録、文書及びその他の物を含む全ての情報を貴監査法人に提示いたしました。

- (1) 顧客資産の分別管理の法令遵守に関連する文書・資料
- (2) 株主総会及び取締役会の議事録（本日現在開催済みで議事録未作成の場合はその要旨の記録を含む。）

6. 当社は、貴監査法人が必要と判断した人物への無制限のアクセスを提供しました。
7. 分別管理の法令遵守に影響を与える可能性のある役員又は使用人が責任を負うべき内部統制の重要な欠陥等、法令非遵守、不正、訴訟事件等若しくはそれらの疑いがある事項又は未修正の誤謬はありません。
8. 顧客資産の分別管理の法令遵守に重要な影響を及ぼす後発事象はありません。
9. 法令に基づく要求の解釈についての責任は、当社にあることを承知しております。
10. 次に該当する事項はありません。
 - (1) 行政官庁等の規制当局からの通告・指導等で、顧客資産の分別管理の法令遵守に重要な影響を与える事項
 - (2) 顧客資産の分別管理の法令遵守に重要な影響を与える経営者の意思や判断に依存している事項
11. 顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証報告書（以下「保証報告書」という。）は、当社と日本証券業協会の利用に供することを目的として貴監査法人が作成されたものであり、その他の第三者に対して保証報告書の提示及び内容の全部又は一部の引用は行いません。また、日本証券業協会の規則に規定された方法又は業種別委員会実務指針第54号「金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針」（日本公認会計士協会）に規定された方法以外での開示は行いません。
12. 顧客資産の分別管理の法令遵守に関連する記録（会計記録を含む。）に、適切に記録していない重要な取引等はありません。
13. 当社の従業員、元従業員、投資家、行政官庁等の規制当局又はその他の者から入手した、顧客資産の分別管理の法令遵守に影響する不正の申立て又は不正の疑いに関する情報はありません。
14. 契約不履行の場合に顧客資産の分別管理の法令遵守及びこれらに係る内部統制の有効性に重要な影響をもたらすような契約諸条項は、全て遵守しております。
15. 経営者報告書に記載したものを除き、開示を必要とする事項はありません。

以上

分別管理の法令遵守に関する経営者報告書

2020年7月28日

SBI エクイティクラウド株式会社
(旧社名：SBI CapitalBase 株式会社)
代表取締役社長 紫牟田 慶輝 印

私たちは、SBI CapitalBase 株式会社の経営者として、以下に掲げる金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項並びに関連法令・規則（以下「法令」という。）を遵守して顧客資産の分別管理を行う責任を有している。

- 金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項
- 金融商品取引法施行令第16条の15
- 金融商品取引業等に関する内閣府令第136条から第141条の3
- 平成19年8月金融庁告示第56号から第58号

私たちは、法令を遵守するために有効な内部統制を整備し運用する責任を有し、2019年12月31日現在で顧客分別金を信託し、顧客有価証券を分別して管理する責任を有している。

私たちは、SBI CapitalBase 株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるため一定の手段を実施した。

この手段の実施の結果、私たちは、2020年3月31日現在において、SBI CapitalBase 株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。

以 上

独立した監査法人の分別管理の法令遵守に関する保証報告書

2020年7月28日

SBI エクイティクラウド株式会社

(旧社名：SBI CapitalBase 株式会社)

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

社員 公認会計士

原田

達



当監査法人は、金融商品取引法第43条の2第3項の規定に基づいて、分別管理の法令遵守に関する経営者報告書（以下「経営者報告書」という。）に記載されている、SBI CapitalBase 株式会社（以下「会社」という。）が2020年3月31日現在において、以下に掲げる金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項並びに関連法令・規則（以下「法令」という。）を遵守して顧客資産を分別管理していたという旨の経営者の主張について合理的保証業務を行った。

- ・ 金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項
- ・ 金融商品取引法施行令第16条の15
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第136条から第141条の3
- ・ 平成19年8月金融庁告示第56号から第58号

分別管理に対する経営者の責任

会社の経営者は、法令を遵守して顧客資産の分別管理を行い、日本証券業協会の「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」（以下「規則」という。）第2条に準拠して経営者報告書を作成する責任を有している。

当監査法人の責任

当監査法人は、独立の立場から、会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していた旨の経営者の主張に対する結論を報告する責任を有している。

当監査法人は、日本公認会計士協会の定める業種別委員会実務指針第54号「金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針」に準拠して合理的保証業務を行った。合理的保証業務は、試査を基礎として行われ、経営者が顧客資産の分別管理のために整備した内部統制の理解及び経営者が実施した顧客資産が分別管理されていたことを確かめるための手続の検討も含んでいる。

当監査法人は、合理的保証業務の結果として結論の報告の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

結論

当監査法人は、会社が2020年3月31日現在において、法令を遵守して顧客資産を分別管理していたという旨の経営者の主張が、全ての重要な点において法令及び規則に準拠して記載されているものと認める。

本報告書の利用制限等

当監査法人が行った合理的保証業務は、会社による法令の遵守や顧客資産に関する法律的な判断を提供するものではない。また、当監査法人が行った合理的保証業務は、試査の適用、内部統制の限界等の理由により合理的保証業務固有の限界があり、2020年3月31日時点のみを対象として実施したものである。したがって、本報告書はそれ以外のいかなる時点に対して何ら結論の報告をするものではない。

なお、本報告書は、会社と日本証券業協会の利用に供することを目的として作成されたものであり、その他の第三者の利用を目的としたものではない。したがって、本報告書の内容の全部又は一部の引用を行ってはならない。本報告書に関し、当監査法人は、その帰責事由の有無を問わずその他の第三者に対して何ら責任を負うものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上